

農地転用は農地法の許可が必要です

農地は、大切な食料の供給基盤です。一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、適切に行われる必要があります。

平成21年12月から改正された新しい農地制度では許可の対象をひろげ、違反転用の罰則が強化されるなど、農地転用規制が厳格になりました。

わが国の食料自給力を高め、食料安全保障のため、みんなで優良な農地を守りましょう。

◎ 問い合わせ先

長島町農業委員会
 ☎ (86) 1111
 内線 2211

無断転用や許可どおりに転用しなかったら

無断転用した場合や、転用許可時の事業計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や現状回復等の命令、罰則が適用されます。新しい農地制度により罰則は強化され、罰金額が大幅に引き上げられました。



罰 則 平成21年12月～	
違反転用および現状復帰命令違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

無断転用

農地を転用するには、農地法の許可が必要ですが、いわゆる「無断転用」が後を絶ちません。

※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

長島町農業委員会委員選挙

任期満了（平成22年3月19日）にともなう長島町農業委員会委員選挙を執行します。

執 行 **2月28日（日）** 獅子島地区は **2月27日（土）**
 告 示 **2月23日（火）**
 立候補予定者説明会 **2月5日（金） 午前10時～**
 定 数 **14人**
長島町開発総合センター

